

津市「タブレット端末活用のルール」

津市教育委員会

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレット端末を適切に活用していくことが大切です。

タブレット端末は、みなさんの学習に役立てるための、とても便利な道具ですが、正しく活用することが大切です。

そこで、津市教育委員会では、津市「タブレット端末活用のルール」を定めましたので、全員がこのルールを守り、安全、効果的に活用していきましょう。

1 目的

津市から貸し出すタブレット端末は、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わることに以外に使ってはけません。

2 タブレット端末を使うときに注意すること

- 校内での使用や授業中での使用は、先生の話をよく聞いて使います。
- 操作をしない時は、カバーを閉じて、落ちないところに置きます。
- 画面は、指または専用ペンで触れるようにします。
※ 画面に鉛筆やボールペン等で書いたり、磁石を近づけたりしません。
- 運ぶときは、落とさないよう気をつけます。
※ 両手で持つ、手提げ袋に入れるなど、ていねいに扱います。)
- 紛失、盗難、落下、水没などしないように気を付けます。また、日光が強く当たるところや、ストーブの近くには置きません。
- 落書きや傷をつけるなどは、絶対にしません。
- 電源が入らない、画面が割れているなど、いつもとちがうことがあれば、すぐに先生に伝えます。

3 健康のために

- タブレット端末を使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。
- 30分に一度は、遠くの景色を見るなど、ときどき目を休めます。

4 安全に使うために

- アカウントやパスワードは、人に教えません。
- インターネットを使うときは、先生から教えられたことを守ります。
- あやしいサイトに入ってしまったたり、動かなくなったりしたときは、すぐに先生に知らせます。
- アプリをインストールしたり、削除したりすることはしません。



- 壁紙（デスクトップの画像）の変更等、設定を変えることはしません。
- 自分や友達の名前や写真等をインターネットに上げません。
- 学習に必要なない写真や動画は撮りません。
- 相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。

5 家庭で使うときに

- 登下校中はランドセル及びかばん等の中に入れ、使用しません。
- 家庭においても、学習活動に関わる以外には使いません。
- 家庭で使用する時、Wi-Fi 環境がある場合は、家庭の Wi-Fi に接続して使用してもかまいません。
- 使う時間は、家の人と話を決めて決めます。
- 寝る時刻の30分前には使うのをやめます。
- 故障、紛失、盗難の場合は、すぐに保護者に伝え、学校に報告します。

6 その他

- タブレット端末は卒業するまで、同じものを使います。
- 津市「タブレット端末活用のルール」が守れないときは、タブレット端末を使うことができなくなります。



保護者の皆様のご協力をお願いいたします。

津市教育委員会では、津市G I G Aスクール構想の実現に向け、子どもたちが自ら考え、主体的に問題を解決できる力を育むためのツールとして活用できるようタブレット端末を貸し出します。子どもたちが、正しく安全にタブレット端末を活用できるようご理解、ご協力をお願いいたします。

○ 1人1台のタブレット端末を貸与します

令和3年4月から、1人1台端末を使った授業が始まります。端末は、津市からの貸与となりますので、大切に扱うようお声がけをお願いします。

※故意または、過失等により、タブレット端末が使用できない状態になった場合は、修理等につき、各自負担をお願いすることがありますので、十分ご注意ください。

○ ルールをお子様と話し合いましょう

お子様がタブレット端末を正しく使うことができるよう、学校とともに、ご家庭においても使い方のルールについて、話し合ってください。

○ 学校での学習の様子をお子様と話してみましよう

各学校においては、子どもたちが主体的にICTを活用した取組を行っています。学校でタブレット端末をどのように学習に使っているか、ぜひ、お子様とお話をしてみてください。

○ 家庭でのタブレット端末の活用については・・・

令和3年度は、すべての学校で一斉にタブレット端末を持ち帰ることはしませんが、モデル校や臨時休業時等において、持ち帰ることがあります。